

○北陸地方整備局告示第九十八号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十九年六月五日

北陸地方整備局長 須野原 豊

第1 起業者の名称 新潟県

第2 事業の種類 一級河川信濃川水系山田川床上浸水対策特別緊急事業（新潟県南蒲原郡田上町大字田上字才歩地内から同県同郡同町大字田上字山田地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 新潟県南蒲原郡田上町大字田上字才歩、字中轄、字上野、字ガケ及び字山田地内
- 2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、新潟県南蒲原郡田上町地内の総延長約3,870m区間（以下「本件区間」という。）を全体計画とする「一級河川信濃川水系山田川床上浸水対策特別緊急事業及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川信濃川水系山田川床上浸水対策特別緊急事業」（以下「本体事業」という。）は河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第4号の市町村道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件区間は、河川法第4条の規定により指定された一級河川の区間であり、また、同法第9条第2項に基づく指定区間に指定されていることから、起業者である新潟県

は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 得られる公共の利益について

一級河川信濃川水系才歩川（以下「才歩川」という。）は、新潟県南蒲原郡田上町の護摩堂山を水源とし、同町を貫流して一級河川信濃川に合流する流路延長6.6km、流域面積25.9km²の河川である。また、一級河川信濃川水系山田川（以下「山田川」という。）は、田上町大字田上字古滝谷地内の高地を水源とし、同町を貫流して才歩川に合流する流路延長3.0km、流域面積2.2km²の河川である。

才歩川及び山田川が近接する地域には、JR信越本線（田上駅）や国道等の公共交通網をはじめ、公共施設や工業団地、住宅団地が存し、沿川には人家が連たんしているにもかかわらず、本件区間のうち、才歩川については計画高水流量110m³/秒に対して流下能力が15m³/秒程度、また、山田川については計画高水流量20m³/秒に対して流下能力が6m³/秒程度と著しく不足している。このため、台風等に伴う集中豪雨による浸水被害を繰り返しており、平成7年から平成12年までに延べ6回の床上・床下浸水被害が発生し、特に平成12年7月の梅雨前線豪雨による洪水では、床上浸水75戸及び床下浸水86戸の被害が発生している。

本件事業は、本件区間について、計画高水流量を安全に流下できる能力を確保すると同時に、才歩川及び山田川の自己流量に対応する水位が、信濃川本川の計画高水位より低いことから、本川の背水位によって生ずる本川洪水の逆流による被害の対策を施すものである。このため、国土交通大臣が施行する信濃川の洪水の逆流を防止する才歩川水門の改築工事に合わせて、河道の掘削、築堤、護岸整備等を行うほか、橋梁等構造物の改良を行い、国直轄施行区間と本件区間が一体となった治水効果を発揮させようとするものである。本件事業の完成により、年超過確率1/30の洪水に対応することが可能となり、本件区間沿川地域への浸水被害が低減され、流域住民の生命及び財産の安全に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため実施されていないが、起業者が平成13年度に任意で行った調査によると、本件区間内の土地には、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における環境省の「絶滅危惧Ⅱ類」に属すスナヤツメが確認されているが、起業者は、この種を含む多種多様な動植物の生息・生育環境に配慮した川づくりを行うとともに、良好な生息環境の保全を図ることとしている。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性について

本件事業は、現況流下能力が不足している本件区間における浸水被害の軽減を目的とするものであり、本件事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間における河道改修方策として、山田川上流から現川改修とするが、下流部においてJR信越本線橋上流に放水路を建設し、山田川流域の洪水を才歩川に流下させる本件事業案のほか、現川改修案及び山田川上流から現川改修とするが、JR信越本線橋下流に放水路を建設し、山田川流域の洪水を才歩川に流下させる案の2案が考えられるが、本件事業案と比較して他の2案は、改修延長が長く、取得必要面積も多くなり、また、現川沿いの狭い区間を現川を流下させながらの施工及び現川改修に伴うJR橋架け替えは2橋となることから、施工の難易度は高く、費用も多額となる。さらに放水路2次ルートとして、才歩川合流点形状重視案及び現状土地利用重視案についても検討したが、いずれの案も本件事業案（放水路法線重視案）と比較して優位な案とは認められなかったことから、本件区間における河道改修方策として、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、本件事業案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う町道の付替工事の事業計画は、施設の位置、構造形式等を総合的に判断すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件区間は流下能力が著しく不足していること等から、過去に何度も浸水被害が発生しており、本件区間の背後地への浸水被害を軽減するため、できるだけ早期に本件事業を施行する必要があると認められる。

また、田上町等から本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられて

いることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

よって、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。